

21五監第399号
平成22年1月22日

請求人 様

五島市監査委員 木戸庄吾
五島市監査委員 谷川 等

住民監査請求について（通知）

平成21年11月30日付けで提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により不適法であるので却下します。

記

1 請求の内容

(1) 請求書の提出及び補正

平成21年12月1日に請求書が提出された。

請求書に不備があると認めたので、平成21年12月9日まで及び同月11日までに補正を行うよう求めたところ、同月14日及び24日に補正書が提出された。

(2) 請求の要旨

請求書に記載されている事項及びこれに添付された事実を証する書面によると、請求の要旨は、次のとおりである。なお、五島市は、平成16年8月1日、旧福江市を含む1市5町の合併により設置された。

ア 請求の対象行為又は事実及びこれらが違法若しくは不当であることの理由

福江町〇〇番〇（以下「本件土地」という。）は、福江川河川区域の変更（昭和53年4月14日付け長崎県告示第324号）により生じた廃川敷地等（以下「廃川敷」という。）の一部である。

旧福江市と長崎県との協議の結果、旧福江市が買収した河川予定地と廃川敷とを交換し、旧福江市が計画的に廃川敷の処分を行うことで合意しており、昭和50年1月24日の旧福江市と長崎県との協議により、福江川河川区域の変更によって移転を余儀なくされた者（以下「移転者」という。）に廃川敷を優先的に売却することが確認されていた。

昭和51年から52年にかけて、長崎県と移転者の1人であるAとの間で、A所有の建物の移転について、本件土地の一部の払下げを前提とした話合いが進められていた。

当該建物は、長崎県五島支庁長とAとの間で締結された昭和52年7月21日付け物件移転補償契約により解体され、昭和53年、Aは、代替地として予定されていた本件土地の一部に新たな建物（以下「本件建物」という。）を建築し、同年5月から本件建物を他者に賃貸していた。

本件建物は、昭和54年度にAを所有者として家屋補充課税台帳に登録されており、Aは、固定資産税及び都市計画税を旧福江市から徴収されていた。また、Aは、昭和55年5月に不動産取得税を納付しており、不動産取得税名寄簿（新築分）に本件建物の所有者として記載されている。

昭和58年7月8日、市長と河川管理者長崎県知事との間で締結された昭和54年3月10日付け土地交換契約を原因として、建設省から旧福江市に本件土地の所有権移転登記がされ、同月23日、長崎県から旧福江市に本件土地の一部を移転者に払い下げる事務手続について依頼があっている。この払下げ代金については、同月29日付け文書に、長崎県が個人から徴収し、旧福江市に全額納入すると記載されている。

昭和62年3月28日にAが死亡したため、同年5月5日、相続人の1人であるBは、Aが所有していた固定資産は自分が現に所有している旨の申告を旧福江市に対して行った。

平成2年6月25日、旧福江市は、錯誤を原因として本件土地の所有権抹消登記をし、分筆錯誤を原因として本件土地の閉鎖登記をしたが、同日、本件土地は、福江町〇〇番△という新たな地番で表示登記がされ、本件土地と同じ昭和54年3月10日付け土地交換契約を原因として、建設省から旧福江市に平成2年6月25日付けで所有権移転登記がされた。なお、本件建物は、本件土地に存在したままであり、本件土地の所有権抹消登記においては旧福江市による所有権移転登記申請手続がされておらず、閉鎖登記においては表示登記を抹消するための登記申請手続がされていなかった。

本件土地には建物が存在したのであるから、閉鎖登記は不当である。また、本件土地の所在及び所有権は事実上何ら変動がなく、閉鎖登記の原因を分筆錯誤としたこと及び所有権抹消登記の原因を錯誤としたことは虚偽であるから、これらの登記は違法であり、土地の滅失又は不存在がない閉鎖登記は、不動産登記法により無効である。このことは、平成14年ないし15年頃、長崎地方法務局福江支局に確認している。

平成4年12月11日、旧福江市は、長崎県の照会に対し、本件建物の固定資産税の納税義務者は建築当初からBであるとする証明をした。しかし、本件建物の所有者及び固定資産税の納税義務者はAであったのだから、当該証明は虚偽であり、不当である。

イ 監査委員に求める措置の内容

市長に対して次のように勧告するよう求める。

(ア) 本件土地の平成2年6月25日付け閉鎖登記を取り消し、本件土地を回復して五島市の所有とするための措置をとること。

(イ) 平成4年12月11日に長崎県に対してされた本件建物の固定資産税納税義務者証明を取り消し、本件建物をAの所有とするための措置をとること。併せて文書で謝罪すること。

ウ 地方自治法第242条第2項に規定する正当な理由

本件土地の閉鎖登記は、本件土地に建物を建築していたA及び関係者に無断で行われたため、請求人は、閉鎖登記が行われたことを知ることはできなかった。長崎県とBとの間で締結された平成5年2月25日付け土地売買契約書において、本件土地が更地とされたことに疑義を感じ、長崎地方法務局五島支局に問い合わせたところ、本件土地が平成2年6月25日に閉鎖登記されていることを知った。

2 地方自治法第242条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担（以下「財務会計上の行為」という。）があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定し、同条第2項は、当該財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、住民監査請求をすることができない旨規定している。

このような請求期間の制限は、普通地方公共団体の執行機関又は職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法又は不当なものであったとしても、いつまでも監査請求の対象となり得るとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして定められたものである。しかしながら、当該財務会計上の行為が極めて秘密裡にされ、1年を経過してから初めて明らかになった場合など、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したとしても、客観的にみて当該財務会計上の行為を知ることができない場合についてまで、その趣旨を貫くことは相当でないから、正当な理由があるときは、例外として、当該財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過した後であっても、当該財務会計上の行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をすることができるとされている（最高裁判所昭和63年4月22日第二小法廷判決）。

また、財務会計上の行為又は怠る事実は、普通地方公共団体に積極消極の損害を与え、

ひいては住民全体の利益に反するものでなければならず、違法、不当な事由があるとしても、それが普通地方公共団体に損害をもたらすような関係にはないことが明らかな場合は、住民監査請求の対象にならないとされている（最高裁判所平成6年9月8日第一小法廷判決）。

したがって、普通地方公共団体の住民が住民監査請求をするためには、その対象が当該普通地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実であること、当該財務会計上の行為又は怠る事実により当該普通地方公共団体に損害が生じること、正当な理由があるときを除き、当該財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年以内の請求であることなどが要件となる。

本件請求は、平成2年6月25日にされた本件土地の所有権抹消登記及び閉鎖登記が違法又は不当であるとし、これらの行為により生じた本件土地の表示登記及び所有権を回復する権利の行使を怠っているとして、さらには平成4年12月11日にされた本件建物の固定資産税納税義務者証明が不当であるとしてなされたものと解される。

そこで、これらの行為又は事実が住民監査請求の要件を満たしているかについて検討する。

(1) 本件土地の所有権抹消登記及び閉鎖登記について

請求人の主張及び事実証明書によれば、本件土地は、平成2年6月25日付けで旧福江市の所有権抹消の登記がされ、福江町〇〇番〇としては閉鎖の登記がされたが、同日付けで同所〇〇番△として登記がされ、建設省から旧福江市に所有権移転の登記がされている。

請求人は、本件土地に建物が存在したこと並びに本件土地の所在及び所有権には変動がないことを挙げ、閉鎖登記の原因を分筆錯誤としたこと及び所有権抹消登記の原因を錯誤としたことは虚偽であるから、これらの登記は違法又は不当であり、土地の滅失又は不存在がない閉鎖登記は不動産登記法により無効であると主張する。そうであったとしても、本件土地は閉鎖と同時に地番を変えて表示の登記がされ、旧福江市の所有権は抹消と同時に回復しているのであるから、本件土地の所有権抹消登記及び閉鎖登記による市の損害は生じていない。

また、本件土地の所有権抹消登記及び閉鎖登記があった日は平成2年6月25日であるから、本件請求は、財務会計上の行為があった日から1年を経過した後にされたものであるところ、請求人は、これらの行為は関係者に無断で行われたため、知ることができなかったと主張する。しかしながら、請求人は、本件土地の閉鎖登記が無効であることを平成14年ないし15年頃、長崎地方法務局福江支局に確認したと主張しているのであるから、遅くとも平成15年には、本件土地が閉鎖登記されていることを知っていたものである。したがって、本件請求が、これらの行為が行われた日から1年を経過した後にされたことについて、正当な理由があるとはいえないから、本

件請求は、法第242条第2項に規定する監査請求期間を徒過してされたものである。

以上により、本件土地の所有権抹消登記及び閉鎖登記については、法第242条に規定する要件を満たしていないものと判断する。

(2) 本件土地の表示登記及び所有権を回復する権利の不行使について

請求人は、本件土地の閉鎖登記を取り消し、本件土地を回復して五島市の所有とするための措置を求めているから、本件請求は、本件土地の表示登記及び所有権を回復する権利の行使を違法又は不当に怠っているとしてなされたものと解される。しかしながら、(1)のとおり、本件土地は閉鎖と同時に地番を変えて表示の登記がされ、旧福江市の所有権は抹消と同時に回復しているのであるから、本件土地の表示登記及び所有権を回復する権利の行使を怠る事実はない。仮に、請求人が、本件土地を福江町〇〇番〇として回復し、五島市の所有とするための措置を求めているものとする、本件請求は、地番を問題にするに過ぎないから、法第242条第1項に規定する財産の管理を怠る事実には当たらない。

したがって、本件土地の表示登記及び所有権を回復する権利の不行使については、法第242条に規定する要件を満たしていないものと判断する。

(3) 本件建物の固定資産税納税義務者証明について

請求人は、本件建物の所有者及び固定資産税の納税義務者はAであったのだから、当該納税義務者を建築当初からBであったとする平成4年12月11日付け証明は虚偽であり、不当であると主張する。しかしながら、当該証明は、個人の財産に係る固定資産税の納税義務者を証明したものに過ぎないから、明らかに財務会計上の行為ではなく、当該証明による市の損害は生じていない。

また、当該証明があった日は平成4年12月11日であるから、本件請求は、当該行為があった日から1年を経過した後にされたものである。この点について、本件請求書には法第242条第2項ただし書にいう「正当な理由」の記載がなかったことから、平成21年12月4日付けで補正を求めたが、請求人は、正当な理由があることを主張しなかった。したがって、本件請求は、法第242条第2項に規定する監査請求期間を徒過してされたものである。

以上により、本件建物の固定資産税納税義務者証明については、法第242条に規定する要件を満たしていないものと判断する。

なお、請求人は、本件建物をAの所有とするための措置及び当該証明について文書による謝罪を求めているが、住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであり（最高裁判所昭和62年2月20日第二小法廷判決）、個人の財産の保護や謝罪を求めるような

請求は、当該制度に適合するものではない。

(4) 結論

以上のとおり、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たさない不適法なものであるから、受理することはできない。